

(1) 工事成績採点の考査項目別採点表 (最終評定者) 土木工事
 [予定価格 130 万円を超え 500 万円未満の工事]

工事成績採点の考査項目別採点表 (最終評定者) 土木工事										評定様式第10号-1-3 続
【4.法令遵守等で評価する場合の適当事例】										
1	入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。									
2	承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。									
3	使用人に關する労働条件に問題があり、送検された。									
4	産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取等の無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。									
5	当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。									
6	一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。									
7	入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。									
8	労働基準法に違反する事実が判明し、送検された。									
9	監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。									
10	下請代金を明日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。									
11	過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。									
12	受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団」に所属する構成員、雅構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。									
13	下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「指定暴力団」による不当な行為の防止等に關する法律第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。									
14	安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。									
15	一次下請業者が、社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入届出義務が必要な事業者であるにも関わらず、未加入のままであった。*									
項目追加										
※ただし、令和三年6月1日以前締結仕分の建設工事対象。										

(2) 工事成績採点の考査項目別採点表（最終評定者） 建築・建築設備・設備工事共通
 [予定価格 130 万円を超え 500 万円未満の工事]

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 別 採 点 表 （ 最 終 評 定 者 ） 建 築 ・ 建 築 設 備 ・ 設 備 工 事 共 通		評定様式第10号-2-3 続
【4.法令遵守等で評価する場合の適応事例】		
1	入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。	
2	承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。	
3	使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。	
4	産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	
5	当該工事関係者が、聴取照会により逮捕又は公訴された。	
6	一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	
7	入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。	
8	労働基準法に違反する事実が判明し、送検された。	
9	監督又は検査の実施を不当な圧力をかけるなどにより妨げた。	
10	下請代金を明日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する観事業者の遵守事項に違反する行為がある。	
11	過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。	
12	受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団」に所属する構成員、準構成員、企業会第等の暴力団関係者がいることが判明した。	
13	下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	
14	安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起した。	
15	一次下請業者が、社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)への加入届出義務が必須な事業者であるにも関わらず、未加入のままであった。 ※ ※ただし、令和元年6月1日以降発注分の建設工事対象。	

項目追加